

チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ

座長 有賀 徹 殿

厚生労働省医政局

局長 大谷 泰夫 殿

厚生労働省医政局看護課

課長 岩澤 和子 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

課長 福田 佑典 殿

特例社団法人日本精神科看護技術協会

会長 末安 民生

「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」 に関する要望書

時下 ますますご清祥のこととお慶びを申し上げます。

日頃より、特例社団法人日本精神科看護技術協会の活動にご理解ご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年6月28日、チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ座長より、「特定看護師（仮称）の考え方（試案）」が示されたところですが、精神疾患で医療を受ける患者に最良の医療が提供されるよう以下の点について強く要望いたします。

1) 業務に関する新たな枠組みの検討について【対象領域】

「特定看護師（仮称）」が医師の「包括的指示」の下で実施することができる業務及びその他の看護師が実施できる枠組みについては、今後実施されるチーム医療実証事業において精神科チーム医療の実証を行うなど、精神科チーム医療の現場の取り組みが阻害されることのないよう、精神科医療現場のニーズを十分踏まえた検討を進めていただきたい。

2) 特定行為を含めた看護業務の範囲について【対象患者及び看護師】

① 特定行為を含めた看護業務の具体的なイメージ

特定行為を含めた看護業務の具体的なイメージにおいて、特定行為に該当すると想定される業務・行為の中には、精神科医療を受ける患者に対しても実施される内容が含まれることから、精神疾患の患者及びその看護を行う看護師も今回の検討の対象となることを、ワーキンググループにおいて十分周知願いたい。

② 認証の方法等

特定看護師（仮称）認証の方法として「認定看護師」（関係団体等による専門的な能力を備えた看護師の認定制度）の具体的な検討を進める際には、「試案作成に当たっての基本的姿勢」で示された内容を踏まえ、精神疾患の患者に最良の医療を提供することができるようにする観点から、精神科看護師の認定制度（日本精神科看護技術協会による認定看護師）が排除されないことがないようにしていただきたい。

以上